

コミュニティバスの臨時運行に係る証明書について

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

二宮町地域公共交通活性化協議会において、令和6年6月27日に、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運行系統又は営業区域

- ・変更なし

2. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

- ・変更なし

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合にはその条件

変更前

運行期間 土日祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日のみ運行

変更後

運行期間 土日祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日のみ運行
ただし、令和6年11月17日（日）は運行

令和6年6月27日

二宮町地域公共交通活性化協議会
会長 梶田佳孝